

ID: 19

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市役所食堂使用料徴収条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年条例第72号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第5条 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日